



高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種を実施します

高齢者を対象に、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける法律上の義務はありませんので、自らの意思で接種するかを決めてください。予防接種をご希望の方は、事前に医療機関にご確認ください。

○対象者

次の①または②に該当し、接種を希望する方

- ① 接種日当日に満 65 歳以上の方
- ② 接種日当日に満 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫の機能に障がい有する方

○接種回数 実施期間中に 1 回

○自己負担金 11,300 円 ※生活保護受給者の方は無料

○持参するもの 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
※生活保護受給者の方は生活保護受給証

○ワクチンの種類

承認されているワクチンのメーカーは、

ファイザー、モデルナ、第一三共、武田薬品、MeijiSeika ファルマです。（9 月 8 日現在）

※医療機関によって接種するワクチンの種類は異なりますので、ご予約の際に、受診する医療機関へお問い合わせください。

【町指定医療機関で接種する場合】

○実施期間 10 月 1 日（水）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

○実施医療機関

越生町・・・市川医院、越生メディカルクリニック、かあいファミリークリニック

毛呂山町・・・ゆずの木台クリニック、長瀬クリニック、初野医院、おっぺ小児科アレルギー科クリニック、ハピネス会川角クリニック、街かどのクリニック、ふたばクリニック

※予診票は各医療機関にあります。（予診票は郵送しません）

【町指定医療機関以外で接種する場合】

町指定医療機関以外の「かかりつけ医」または「疾患等の主治医」で接種を希望する方は、事前に保健センターで予診票を受領のうえ予防接種を受けてください。（予診票は郵送しません）

○実施期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 1 月 31 日（土）

○実施医療機関 町と埼玉県医師会が契約し、接種協力医の登録をされている医療機関
（県外等で接種を希望される場合は、あらかじめ保健センターへご相談ください）

○健康被害救済制度

新型コロナウイルス感染症予防接種によって、健康被害が生じた際、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる場合があります。申請に必要な手続きなどについては、越生町保健センターにご相談ください。

☎保健センター ☎ 292-5505

防災訓練を実施します

日 時 10 月 19 日（日） 午前 9 時～ 11 時 40 分

会 場 梅園小学校

※雨天の場合は、規模を縮小して梅園小学校体育館で行います。

※大雨などによる災害発生の恐れがある場合は中止します。（中止の場合は午前 7 時に防災行政無線でお知らせします。）

対象地区 梅園地区（津久根・小杉・大満・黒山・龍ヶ谷・麦原・上谷・堂山）

内 容 初期消火訓練、炊き出し訓練、操法展示、胸骨圧迫訓練など

※防災行政無線の訓練放送等も行いますのでご了承ください。

防災行政無線による訓練放送および携帯電話への緊急速報メールの配信訓練

防災訓練の実施に伴い、10 月 19 日（日）の午前 8 時頃、町内全域を対象に防災行政無線による訓練放送および携帯電話への緊急速報メールによる訓練情報の一斉配信を行います。これらの情報は訓練情報ですのでご注意ください。

※緊急速報メール等が受信設定されている携帯電話やスマートフォンの場合は、マナーモード等の設定の有無に関わらず着信音が鳴ります。詳しくは、各携帯電話会社のホームページ等でご確認ください。

☎総務課 地域支援・防災安全担当 ☎内線 216

高齢者インフルエンザ予防接種を実施します

高齢者を対象に、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。

なお、インフルエンザの予防接種を受ける法律上の義務はありませんので、自らの意思で接種するかを決めてください。予防接種をご希望の方は、事前に医療機関にご確認ください。

○対象者

次の①または②に該当し、接種を希望する方

- ① 接種日当日に満 65 歳以上の方
- ② 接種日当日に満 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫の機能に障がい有する方

○自己負担金 1,000 円 ※生活保護世帯の方は無料（今年度から町民税非課税世帯の方は有料）

○持参するもの 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※生活保護世帯の方は生活保護受給証

【町指定医療機関で接種する場合】

○実施期間 10 月 1 日（水）～令和 8 年 1 月 31 日（土）

○実施医療機関

越生町・・・市川医院、越生メディカルクリニック、かあいファミリークリニック

毛呂山町・・・ゆずの木台クリニック、長瀬クリニック、初野医院、おっぺ小児科アレルギー科クリニック、ハピネス会川角クリニック、街かどのクリニック、丸木記念福祉メディカルセンター、HAPPINESS 館クリニック、ふたばクリニック、毛呂山整形外科内科

※予診票は各医療機関にあります。（予診票は郵送しません）

【町指定医療機関以外で接種する場合】

町指定医療機関以外の「かかりつけ医」または「疾患等の主治医」で接種を希望する方は、事前に保健センターで予診票を受領のうえ予防接種を受けてください。（予診票は郵送しません）

○実施期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 8 年 1 月 31 日（土）

○実施医療機関

町と埼玉県医師会が契約し、接種協力医の登録をされている医療機関
（県外等で接種を希望される場合は、あらかじめ保健センターへご相談ください）

○健康被害救済制度

高齢者インフルエンザ予防接種によって、健康被害が生じた際、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる場合があります。申請に必要な手続きなどについては、越生町保健センターにご相談ください。

☎保健センター ☎ 292-5505

こどものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

10 月 1 日からこどものインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

○助成対象者 越生町に住民登録がある生後 6 か月から高校 3 年生に相当する年齢の方

○助成対象接種期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 8 年 1 月 31 日（土）まで

※期間中以外の日に接種した場合は助成の対象になりません。

※接種する医療機関の指定はありません。

助成金額

不活化ワクチン（注射）1 回目の接種 3,000 円 2 回目の接種 2,000 円

経鼻弱毒生ワクチン（点鼻）5,000 円

※不活化ワクチン（注射）または、経鼻弱毒生ワクチン（点鼻）のどちらか一方の接種にかかった費用を助成します。

※接種にかかった費用が助成金額に満たない場合は、医療機関に支払った金額になります。

※生活保護世帯の方は、接種にかかった費用の全額を助成します。

○助成の申請方法

助成対象接種期間中に予防接種を受けた後、①～④を持参のうえ、保健センターで申請してください。

① 医療機関が発行した接種費用領収書（原本）

② 医療機関が発行した接種済証明書または接種を記載した母子健康手帳

③ 助成金を振り込む金融機関の通帳

④ 認印

※生活保護世帯の方は、①～④と生活保護者受給証

○助成の申請期間 予防接種を受けた日から 1 年以内

○健康被害救済制度 この予防接種は任意の予防接種であるため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済の対象になります。

※令和 6 年度中（令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日）にお子さんが接種を受け、まだ助成の申請がお済みでない方は、早めに申請してください。

（接種を受けた日から 1 年を越えた場合、助成はできませんので、ご注意ください。）

☎保健センター ☎ 292-5505